

整理案について

物流・自動車局保障制度参事官室
12月17日(火)

検討事項

自動車損害賠償保障法

第2条4項

この法律で「運転者」とは、他人のために自動車の運転又は運転の補助に従事する者をいう。

第3条

自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によつて他人の生命又は身体を害したときは、これによつて生じた損害を賠償する責に任ずる。ただし、自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかつたこと、被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があつたこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかつたことを証明したときは、この限りでない。

運行供用者責任とは

(制定当時の考え方)

- 「自己のために」というのは、自動車の使用に関する支配権及び使用による利益の帰属が自己にあることを意味する。
- したがって、自賠法第2条4項の「運転者」は、これに該当しない。
※運転者は民法上の損害賠償責任を負うこととなる。

【例】運行供用者：保有者(自動車の所有者、自動車の賃借人等)等

※自動車泥棒のように正当な権限がなく自動車を使用した者等も含まれる。

「運転者」とは

(制定当時の考え方)

- 「運転者」とは、通常の意味の運転者(運転をする人)から、保有者を除外し、運転補助者を加えたもの。
- 運転補助者とは、助手、車掌、信号係、等の仕事をする者をいう。

1 運行供用者



被保険者

補論 運転者



被保険者

2 運行供用者の免責要件

- 自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかつたこと
- 被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があつたこと
- 自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかつたこと

検討事項

1 新たなビジネスモデルにおいて、どの者が運行供用者に該当するのか

2 免責要件どのように解釈するのか

補論 遠隔監視を行う者は運転者に該当するのか

主な論点

- ◆ 自動運転バス・タクシーの乗客について
 - ・ 自動運転バス・タクシーの乗客が運行供用者に該当する可能性はあるのか。
- ◆ 新たなビジネスモデルにおける運行供用者責任について
 - ・ 自動運転バス・タクシーのビジネスモデルにおける運行供用者責任について。
- ◆ 自賠法第3条ただし書における以下の免責要件の解釈について
 - ・ 新たなビジネスモデルにおける「自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと」の解釈について。
- ◆ 自賠法第3条ただし書における以下の免責要件の解釈について
 - ・ 「自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったこと」として想定される事例について。